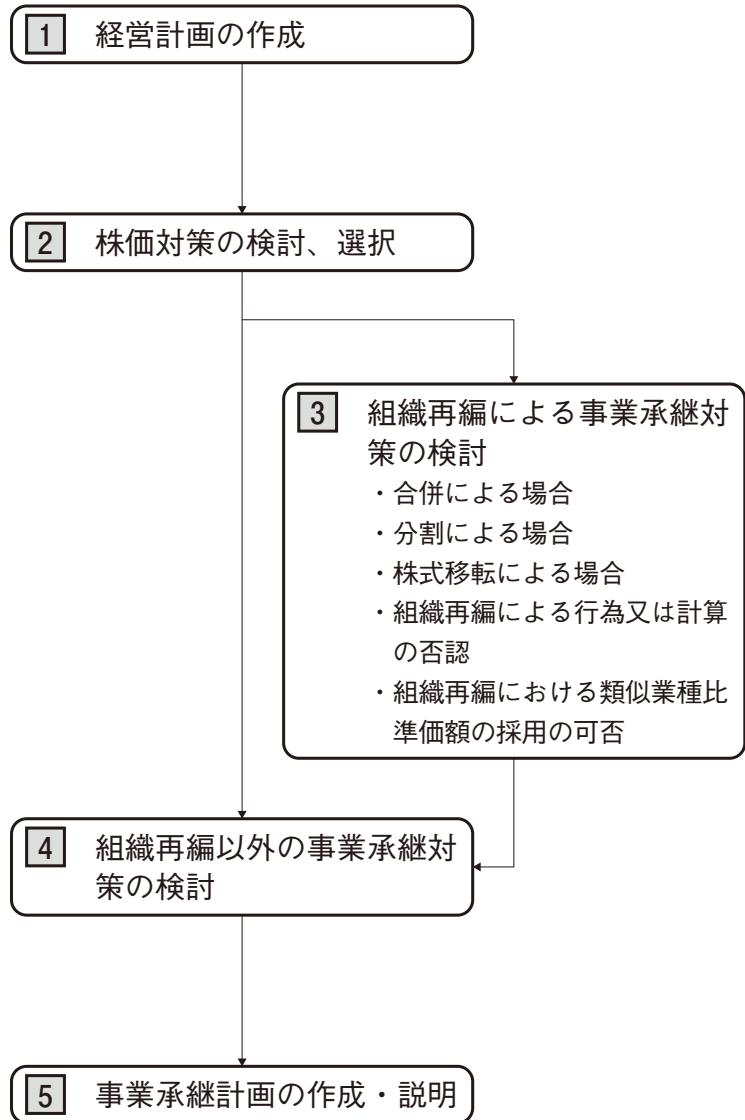


第2 事業承継計画を作成する

＜フローチャート～事業承継計画の作成＞



ケーススタディ

Q 相続税の納税資金確保のため、相続で取得した株式を発行会社に譲渡することを検討しています。その場合における、みなし配当課税の特例とはどのような制度ですか。

A 株主が、所有している株式をその発行会社に譲渡（金融商品取引所の開設する市場における取引を除きます。）して、その発行会社から対価として金銭その他の資産の交付を受けた場合、その交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその発行会社の資本金等の額のうち、その交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額は、その株主に対する利益の配当とみなされ、その他の部分は株式の譲渡として課税されます（所法25）。

しかし、相続等により財産を取得した個人で、その相続等につき納付すべき相続税額がある者が、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続等により取得した非上場株式をその発行会社に譲渡した場合には、発行会社から交付を受ける金銭の全額が株式の譲渡所得に係る収入金額とみなされます（措法9の7）。

この特例の適用を受けることで、みなし配当課税ではなく、譲渡所得の適用を受けることができます。つまり、株式の譲渡が「みなし配当」となり総合課税で課税されるのではなく、譲渡益に対して一律20.315%の税率で課税されることとなります。

また、一定の要件を満たす場合には、相続税額を取得費に加算する特例（措法39）の適用も可能です（前掲「アドバイス」参照）。

【参考書式7】 遺留分に関する合意書

合 意 書

甲野一郎（以下「A」という。）の遺留分を有する推定相続人である甲野太郎（以下「甲」という。）と乙川花子（以下「乙」という。）は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）に基づき、本日、次のとおり合意した。

第1条（合意の目的）

本件合意は、甲がAからの贈与により取得したa社の株式につき、遺留分の算定等に係る合意をすることにより、a社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。（注1）

第2条（推定相続人の確認等）

甲及び乙は、次の事項につき、相互に確認する。

- ① Aがa社の代表取締役であったこと。
- ② 甲及び乙が、Aの推定相続人であり、かつ、甲及び乙以外に推定相続人が存在しないこと。（注2）
- ③ 甲が、現在、a社の総株主の議決権〇〇個の過半数である〇〇個を保有していること。
- ④ 甲が、現在、a社の代表取締役であること。

[第3条は以下のいずれか]

第3条-1（除外合意）

甲及び乙は、甲がAから平成〇年〇月〇日付け贈与により、取得したa社の株式〇〇株について、Aを被相続人とする相続に関し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。

第3条-2（固定合意）

甲及び乙は、甲がAから平成〇年〇月〇日付け贈与により、取得したa社の株式〇〇株について、Aを被相続人とする相続に関し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇円（一株あたり〇〇円。弁護士丙山次郎が相当な価額として証明したもの）とする。

第3条-3（除外合意等）（注3）

甲及び乙は、甲がAから平成〇年〇月〇日付け贈与により、取得したa社の株式〇〇

株（以下「本件譲渡株式」という。）について、次のとおり合意した。

- ① 本件譲渡株式のうち、〇〇株について、Aを被相続人とする相続に関し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
- ② 本件譲渡株式のうち、〇〇株について、Aを被相続人とする相続に関し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を〇〇円（一株あたり〇〇円。弁護士丙山次郎が相当な価額として証明したもの）とする。

第4条（衡平を図るための措置）

甲及び乙は、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、乙が、Aから平成〇年〇月〇日付け贈与により取得した現金1,000万円について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

第5条（後継者以外の推定相続人がとることができる措置）

- 1 甲が第3条の合意の対象としている株式を処分したとき、乙は、甲に対し、甲が処分した株式数に〇〇万円を乗じた金額を請求でき、甲は、直ちに支払う。
- 2 甲がAの存命中にa社の代表取締役を退任したとき、乙は、甲に対し、〇〇万円を請求することができ、甲は、直ちに支払う。
- 3 前2項のいずれかに該当した場合には、乙は、本件合意を解除することができる。
- 4 前項の規定により、本件合意が解除された場合であっても、本条第1項又は第2項の請求を妨げない。

第6条（経済産業大臣の確認）

- 1 甲は、本件合意成立後1か月以内に、経営承継円滑化法第7条所定の経済産業大臣の確認の申請をする。
- 2 乙は、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、甲の同確認申請手続に協力する。

第7条（家庭裁判所の許可）

- 1 甲は、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、確認を受けた日から1か月以内に第3条及び第4条の合意につき、管轄裁判所に対し、経営承継円滑化法第8条所定の許可審判の申立てをする。
- 2 乙は、前項の許可審判申立手続に必要な書類収集、提出等、甲の同許可審判手続に協力する。

以上のとおり合意が成立したことを証するため本書2通を作成し甲乙が各1通を保持する。

平成○年○月○日

(甲) 住所 ○○県○○市○○町1丁目2番3号

氏名 甲野太郎 ㊞

(乙) 住所 ○○県○○市○○町4丁目5番6号

氏名 乙川花子 ㊞

- (注1) 経済産業大臣の確認を受けるためには、「当該合意が当該特例中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること」が必要（経営承継4①一）ですので、合意の目的を明らかにします。
- (注2) 推定相続人全員の合意である必要があります。
- (注3) 譲渡した株式の一部についての除外合意・固定合意や両合意の組合せも認められません。